

令和4年1月26日

保護者各位

日進市教育委員会

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する引き続きのご協力について
(お願ひ)

日頃から、本市の教育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、愛知県は、1月21日から「まん延防止等重点措置」が実施されています。本市でも感染者数が急増しています。今後、一層警戒度を高めて必要な対策を行いながら学校教育活動を継続していくために、次のようなことにご協力いただきますようお願いいたします。

- 1 お子様と同居の家族全員が、毎日の検温等の健康観察を実施し、お子様に発熱などの風邪症状がみられる場合は、登校や外出をさせないでください。
- 2 お子様に発熱などの風邪症状があり、すぐに治った場合でも、念のため1日程度、登校や外出を控え受診することをご検討ください。
- 3 同居の家族に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある場合は、お子様の登校や外出は控えてください。また、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合は、お子様の登校や外出は医師の判断を仰ぐなど慎重にご検討ください。
- 4 お子様が登校後に、発熱などの風邪症状が出た場合は、お子様のお迎えをお願いします。ただし、兄弟姉妹が市内の小中学校に通っている場合は、その兄弟姉妹については、早退していただく要請まではいたしません。
- 5 同居の家族が、PCR検査を受ける(受けた)場合は、その検査結果が判明するまで登校や外出を控えてください。ただし、感染症患者が発生していないにもかかわらず、職場からの指示等でPCR検査を受ける場合は除きます。
- 6 同居の家族が、濃厚接触者となったがPCR検査を受けることができない、またはいつ検査が受けられるかわからないという場合で、お子様に風邪症状等がみられないときは登校について慎重にご検討ください。
- 7 外出する場合は、家族や普段行動をともにしている仲間と少人数とし、混雑している場所や時間を避けてください。

- ※ 同居の家族が、濃厚接触者となった場合は、検査を受ける・受けないにかかわらず必ず学校にご連絡ください。
- ※ お子様が、新型コロナウイルス感染症のPCR検査または抗原検査を受けることとなった(受けた)場合は、休日でも必ず、学校または市役所にご連絡ください。
(休日・時間外等で学校に電話がつながらない場合は、市役所(0561-73-7111)に連絡してください。)
- ※ 新型コロナウイルスへの感染が心配され、ご家庭の事情で登校を控える場合で、合理的な理由があると校長が判断した場合は、「出席停止」の取扱いとなりますので、学校にご相談ください。